

## Ashiya information

## お知らせ

いとう市長・福岡教育長  
イクボス宣言

「だれもが働きやすい職場を目指す管理職のためのマネジメント」研修後に、いとう市長・福岡教育長がイクボス宣言を行いました。

これから、職員のワーク・ライフ・バランス実現に向けて、働き方改革に関する取り組みを進め、だれもが働きやすく、子育てなどプライベートも充実できる組織や環境を目指します。

■問い合わせ 人権・男女共生課 ☎38-2518

4月から年金手帳は  
基礎年金番号通知書へ

4月1日以降、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書を交付します。年金手帳は基礎年金番号を示す書類として、引き続き利用できます。

■対象 4月1日以降に初めて年金制度へ加入する人(20歳に到達した人・20歳前に厚生年金保険の被保険者となった人等)

※すでに年金手帳を交付された人への基礎年金番号通知書の交付はありません

■問い合わせ 市民課 ☎38-2036/ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2944

## 子宮頸がん予防のために

## 子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種のお知らせ



子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたため、子宮頸がん予防(HPV)ワクチンの積極的勧奨を再開します。接種の申し込みは各医療機関へ(無料)。

## 子宮頸がん検診を受けましょう

20歳になれば、子宮頸がん検診を定期的(2年に1回)に受けましょう

問い合わせ 保健センター ☎31-1586

後期高齢者医療制度の  
保険料率変更

令和4・5年度の保険料が決定しました。7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

■令和4・5年度の保険料(上限66万円)

均等割額(50,147円) + 所得割額(賦課のもととなる額×10.28%)

※所得金額とは、総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いたもの

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎078-326-2021

学生のみなさんへ  
国民年金学生納付特例制度

学生で所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納めることが困難な人は、卒業後に国民年金保険料を納める「学生納付特例制度(一部非該当の学校あり)」があります。未納のままでは、将来の年金が減ったり、障害基礎年金が受けられない場合がありますので、忘れず手続きしてください。

■対象 前年所得が128万円以下の学生(扶養親族等があれば所得基準の加算あり)

■持ち物 学生証・本人確認書類

## 【保険料の追納】

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、年金額に反映されます。※承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■問い合わせ 市民課(年金担当) ☎38-2036

## 申請・届け出

会社を退職したら  
国民年金へ切替届出を

会社を退職し、厚生年金から国民年金へ切り替えをする人は市民課への届け出が必要です。退職された人に扶養されていた配偶者も国民年金への切り替えが必要です。

■対象 20歳以上60歳未満で会社を退職した人

■持ち物 厚生年金資格喪失証明書(離職票・雇用保険受給資格者証でも可)・本人確認書類

※会社に就職したとき(厚生年金に加入したとき)は、市役所での手続きは必要ありません

※退職後すぐに厚生年金の被保険者である配偶者の扶養に入る場合は、配偶者の勤務先で手続きしてください

■問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

会社の健康保険に加入・  
脱退したら届け出を

■対象 次のいずれかにあてはまる人は国民健康保険への届け出が必要です。

▶就職して会社の健康保険に加入した人

▶退職や雇用形態の変更、扶養を外れた等で、健康保険に入っていない人

■持ち物

【会社の健康保険を脱退した人】

健康保険資格喪失証明書・本人確認書類

【会社の健康保険に加入した人】

新しい健康保険の被保険者証・国民健康保険被保険者証・本人確認書類

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

国民健康保険に加入の人へ  
所得申告書の提出を

4月・6月に国民健康保険所得申告書を送付しますので、期日までに提出をお願いします。7月通知の保険料に反映します。

■対象 前年度に国民健康保険所得申告書を提出した人または所得申告をしていない人

※保険料の軽減制度・高額療養費制度の利用に必要です。所得がない人も申告が必要です

※確定申告や市・県民税申告をした人、会社で年末調整をした人は不要です

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035